

# ご意見をお寄せください 市総合計画 後期基本計画(素案)

平成19年3月に策定した甲賀市総合計画は、効果的、効率的な行政運営を図るため、その総合的な指針としての役割を果たすものであり、市政の最も基本となるものです。

この計画は「基本構想」と「基本計画」で構成し、目標年度を平成28年度とした10カ年の計画で、このうち、「基本計画」については、「前期5年間が経過した時点で中間見直しをする」としており、昨年度から見直しを進め、このほど「甲賀市総合計画後期基本計画(素案)」を作成しました。

そこで、この「甲賀市総合計画後期基本計画(素案)」について、その内容を公表し、広く市民の皆さんからのご意見を募集します。

## ◎募集期間

1月1日(火)～1月31日(木)の31日間

## ◎公表方法

市ホームページに掲載、政策推進課(市役所水口庁舎)、旧支所の地域市民センター(土山地域市民センター、甲賀大原地域市民センター、甲南第一地域市民セン

ター、信楽地域市民センター)に配置

## ◎意見を提出できる方

- ・市内に在住または在勤・在学する方
- ・市内に事業所・事務所を有する個人および法人その他団体
- ・市に対して納税義務のある個人および法人その他団体

## ◎意見の提出方法

住所、氏名、電話番号(市外在住で市内勤務の方は勤務先、市内在学の方は学校名)、意見のあるページ番号などを明記のうえ、郵送、FAX、Eメールで提出してください。

## ◎意見の回答について(公表)

ご意見いただきました内容は、回答と合わせて、ホームページで公表させていただきます。

### 提出先・問い合わせ

政策推進課 政策推進係  
〒528-8502 水口町水口6053番地  
☎65-0670 ☎63-4554  
✉koka10041000@city.koka.lg.jp

# 一人ひとりの命と暮らしを守るために

## ～防災講演会を開催(12月1日)～

市は12月1日、碧水ホールで『災害時要援護者支援』をテーマに「甲賀市防災講演会」を開催し、区・自治会長や民生委員・児童委員などの皆さんに参加いただきました。

講演会は一部構成で、前半は現在も東北で復興支援活動を継続中であるNPO法人レスキューストックヤード常務理事の浦野愛さんが、現地の活動状況をまじえながら東日本大震災をはじめ様々な災害時における要援護者支援の実態と課題について講演しました。

後半の研修会は、地域の代表や民生委員児童委員の方、市の福祉や防災担当者などが参加し、災害時要援護者名簿の活用について、グループワーク形式で意見交換と発表を行いました。

グループ内では、それぞれの立場で災害時にどのように活動するかについて活発に議論されました。特に福祉・防災両面から、



講師の浦野さん

災害時要援護を必要とされる方の支援をどのように行うかは、地域にとっても大切な課題



研修会グループワークの様子

に反映していくとともに、市民の皆さんや市内の多くの事業所・団体の皆さんとともに実効力のある防災体制や、必要な対策を整えていきます。

今後、市民の皆さんには、各家庭、各地域での防災対策についての備えを充実していただくようお願いいたします。

であり、皆さんは真剣に意見を出し合っていました。市では、今回の講演会で得た知識や貴重な意見などを安心安全のまちづくり

### 問い合わせ

危機管理課  
☎65-0665 ☎63-4619

# まちの景観づくりがまとまる

## ～甲賀市景観計画(案)に対する答申～



景観審議会谷口会長から甲賀市長へ答申書が手渡されました

14日、景観審議会会長から甲賀市長に手渡されました。

この計画は、景観法に基づき地域の良好な景観を保全、創造していくための基本的な事項を

定めるもので、良好な景観の形成に関する方針や基準、景観資源の保全と活用方法などが記載されます。答申では、規制だけをめざすのではなく住民の生活や生業が景観形成の基礎となるため、景観の視点をまちづくりにつなげようと提言いただきました。

今後、市では、答申に沿った計画を決定し、景観まちづくりを市民の皆さんとともに進めていきます。

### 問い合わせ

都市計画課 景観係  
☎65-0786  
☎63-4601

# 人権擁護委員に伊室さんが再任

12月31日をもって、人権擁護委員1名が任期を迎えられましたが、新たに法務大臣から委嘱を受けられ1月1日より再任されました。

任期は、平成27年12月31日までの3年間です。

今後、市内の「人権なんでも相談」を中心に、「人権週間」における街頭啓発など、市内での人権擁護活動にご活躍いただけます。

人権に関わる悩みごとは、人権擁護委員にお気軽にご相談ください。

●再任された人権擁護委員  
伊室 信子さん(甲南町寺庄)

### 問い合わせ

人権推進課 人権政策係  
☎65-0694 ☎63-4582

# 耕心区で「ゾーン30」

市街地や住宅が密集する区域の交通事故を防ごうと車の最高速度を時速30kmに制限する「ゾーン30」が甲南町耕心区団内に指定されました。県公安委員会で定められたもので、12月8日から実施されています。

団内で速度を守るとはもちろん、他の場所でもスピードを抑え、安全運転に心掛けてください。



耕心区団内道路の様子



### 問い合わせ

甲賀警察署 交通課 ☎62-4155  
生活環境課 ☎65-0686 ☎63-4582